Japan Association of Music Publishing
日本楽譜出版協会会報
2014年（平成26年）7月 第26号

■次世代につなぐ楽譜ビジネス

一般社団法人　日本楽譜出版協会
会長　佐々木隆一

音楽業界を取り巻く環境は急速に変化しております。音楽配信はすでに一般化し、巨大なグローバルサービスを展開するアメリカ勢のアップル、アマゾン、グーグルをはじめスポティファイなどの欧州勢もそろって日本進出を展開し始めたところです。

音楽などのデジタルコンテンツのネット流通は年々拡大し、リアル店舗を上回る成長を続けており、特に先行する音楽コンテンツ事業ビジネスモデルは変革の勢いが止まりません。

電子出版ビジネスもすでに日本市場で年間事業規模が1,000億円に迫る勢いとなってきております。それとともに電子書籍端末も8,000円台と低価格で買いやすくなり、かなりの速度で普及してきております。通勤電車の中でも電子書籍端末で読書している人の数が非常に多くなってきており、今やそのような光景は珍しいものではありません。

電子書籍専用端末だけでなく、老若男女あらゆる世代のパーソナル情報端末として電話機能だけでなく個人や社会に溶け込んでいる重要なデバイスであるタブレットPCやスマートフォン端末の普及は目覚しく、その結果、書籍や漫画、雑誌などのコンテンツのネット流通が拡大を続けており、電子書籍の出版流通環境の改革や普及が進むとともに市場規模の拡大も引き続き大きくなってきております。

今や先進国では電子出版を無視しては出版社の経営が成り立たなくなってきております。このような環境の中で、音楽の出版である楽譜ビジネスの事業基盤も大きな変革を求められている状況ではないかと思います。

タブレット端末などで楽譜を表示する規格や仕様も関係機関で国際規格化を進めようとしており、それらの研究や情報収集などを、業界団体が進めているところです。一般社団法人電子出版制作・流通協議会や一般社団法人電子音楽事業協会などが専門部会を設け検討しているところです。

楽譜ビジネスも電子デバイスとネット流通基盤を活用することで、より深く楽譜ユーザーや音楽ユーザーに楽譜出版情報や楽譜そのものを提供できる環境が整備され、演奏者ユーザーのライフスタイルに合わせ電子楽譜を発行できるようになれば、演奏会や音楽ライブステージなどで、演奏者などが演奏する楽曲の楽譜を電子書籍デバイスやタブレットなどで表示させて、演奏するスタイルもごくごく近いうちに一般化することは明白な時代背景の結果であります。

電子楽譜のメリットはいろいろありますが、まず絶版がなくなります。印刷物のような在庫負担が軽減されるコストメリットが大きいことが極めて重要です。最近は印刷による発行とデジタルによる発行をほぼ同時にすることによって違法なコピーや違法なデジタル化（自炊）を防ぐとともに、オンデマンド・プリントによる紙の出版の改革も大きく進化しております。オンデマンド出版では小売店の在庫負担が軽減され、また在庫切れや絶版などもなくなります。これらのデジタル出版のビジネスモデル手法を出版社、問屋、小売一体となって構築する必要があります。

ネットによる簡便な流通手段の進化とリアル店舗での作品の発見やコミュニケーションなど楽譜とコミュニティと楽器が融合できる複合的な楽譜ビジネスの構築を業界上げて取り組むことが急務となるのではないでしょうか。

このほど出版社の隣接権を一部認めることが著作権法改正により実現し、電子出版権の設定が認められることになりましたが、出版社の権利が一部認められたというだけでなく、出版社の義務も権利者との間で明確になったこともよく理解していただきたいと思います。

■著作権法改正と今後の展望

一般社団法人　日本書籍出版協会　事務局長
樋口清一

出版権の対象を電子書籍に拡大する著作権法の改正が去る４月25日に参議院本会議で可決成立し、2015年１月１日から施行されることとなりました。今回の法改正に関しては、文化庁の文化審議会著作権分科会に設けられた出版関連小委員会において、2013年５月から12月まで９回の会合において審議がなされました。

この小委員会が発足する前から、日本書籍出版協会をはじめとする出版界では、著作隣接権による出版者の保護を求めておりました。また、超党派の議員で組織した「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」（会長＝中川正春衆議院議員、通称＝中川勉強会）でも、著作隣接権による権利保護を前提に議論が重ねられました。出版物にかかる著作隣接権の創設は、1990年に、無断複写への対策として出版物の版面の複写に対して著作隣接権を認め報酬請求権を出版者に与えることが適当であるとの結論を出した著作権審議会第８小委員会報告書以来、出版界の悲願ともいえる問題でありました。

しかし、著作隣接権の創設に対しては、日本経団連等の利用者団体、コミック、美術等の権利者団体などの強い反対意見があり、今回の出版関連小委員会では当初選択肢の一つとして示されたものの、実質的な審議は出版権の範囲の電子への拡大という課題に絞った形で行われました。

出版権は、著作権者と出版者との契約に基づいて設定される権利であり、著作権の保護期間が経過した著作物には適用されないことになります。著作権の保護期間が経過した（パブリックドメインの）著作物の割合が他の分野に比べて抜きんでて高い楽譜出版社におかれては、この議論の方向性は大変残念なものであったと存じます。

ただ、今回の法改正は、パブリックドメインの著作物には適用がありませんが、紙の出版物だけでなく電子書籍にも出版権が設定できることになり、電子書籍の海賊版等の侵害行為に、出版者自らが権利者として対抗できるようになったことは大きな意味を持ちます。これまでは、著作者の持つ著作権を根拠にして差止請求や損害賠償請求を行っていたものが、出版者自ら権利者として主張することが可能になるわけです。

当協会および関連の出版関係団体では、来年１月の改正法施行に備えて以下のような取り組みを行っております。

まず、書協作成の出版契約書ヒナ型については、紙と電子の双方について、一体的に出版権を設定する場合のモデルを中心に、改定作業に着手しています。改定作業は、８月末の完成を目標にしており、９月～10月頃には会員社をはじめとする出版社への説明会を、東京および関西で開催する予定です。

次に、当事者間の契約上の紛争予防および紛争が発生した際の円満な解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段（ADR）を創設すべく、日本文藝家協会と日本書籍出版協会では、美術、写真、漫画、児童文学・美術等の著作者団体に対し、設立準備会への参加呼びかけを行っております。概ね各団体とも、ADRの設立意義については賛意を示しており、設立への参加についても了解をもらっています。

出版ADRは、著作権の問題や主に出版に係る契約上のトラブルに関して、紛争の当事者同士（著作者、出版者）が直接交渉するのではなく、弁護士等の公正な立場の和解斡旋人が関わることで両者の合意にもとづいて、両者間での「和解」を行いトラブルの解決解消を目指すもので、今秋の設立総会開催を予定しています。

さらに、日本出版インフラセンター（JPO）では、「出版権・書誌情報基盤整備委員会」を設置し、当協会が同センターからの業務委託によって作成している書籍データベースに、当該出版物への出版権設定状況についての情報を加味し、出版権設定の公示的な機能を事実上果たすことができるような体制作りに着手しました 。これについても、改正法施行の明年１月１日より前の稼働を目標に準備を進めています。

いずれにしても、今回の法改正がどのような効果をもたらすかは、法施行後の数年間で十分に検証されなければなりません。法改正とともに採択された附帯決議でも、「実務上の効果について一定期間後に具体的な検証を行い、必要に応じた見直しを検討すること」と明記されています。

音楽の源泉ともいえる楽譜出版が今後も発展していくために、どのような法制度が必要なのかを、今後も引き続き考えていく必要があると思っております。多様な出版分野それぞれにおける要望を結集して、我が国の出版文化を後世に繋げていくためにも、今後ともご協力をお願い申し上げます。

■理事長就任のご挨拶と抱負

一般社団法人　日本楽譜出版協会
理事長　堀家康雄

このたび任期半での理事長就任となりました、若輩ではございますが何卒よろしくお願いいたします。

かねてより販売対策委員会にはオブザーバーとして参加いたしておりました。楽器フェアのレジまわりや誘導係で大声を上げていた男としてご記憶いただいているかもしれません。社業では永く販売畑を担当し、そこでも痛感していますが、会員社の事業を支えてきた楽器店、音楽教室、書店、各卸売、指導者も減り続けるパイの中、生き残りを賭けた競争に入って疲弊してしまっています。出版界をとりまく市場は激変中です。大小を問わず、会員社それぞれがその情報すべてをキャッチアップし、対応していくことは困難な時代に突入しています。

こんな時勢ですので、当会での各委員会活動を通じて得られる、他業界での情報や他社の事例などの具体的な情報・知識こそ、各社に積極的に共有し活用いただきたいと思います。

理事会はもちろんですが、各委員会でも議論・報告を活性化していただき、またそのために新メンバーを迎えた事務局にも大いに尽力いただきたいと考えています。版面権の問題、コピー問題など専門事業者としての主張をしていくことは重要ですが、こういった公式な協会活動だけではなく、地に足がついた情報交換を活性化していくべきだと考えております。

さあ『楽器フェア』。楽器の作り手、使い手、そして今年は初めて売り手も一堂に集まる祭典の年です。ぜひこの年こそ、ソフト（＝楽譜）パワーを結集する年としたいと考えます。ご協力をお願いいたします。

一般社団法人　日本楽譜出版協会　組織

会長	佐々木隆一 ／（株）モバイルブック・ジェーピー	販売対策委員会	委員長	木村一幸 ／（株）シンコーミュージック・エンタテインメント
			副委員長	富澤勇次 ／（有）中央アート出版社
名誉顧問	内田　豊 ／（初代責任理事）			
理事長	堀家康雄 ／（株）リットーミユージック	著作権委員会	委員長	菅原敏彦 ／東京書籍（株）
副理事長	笠井恒明 ／（株）全音楽譜出版社		副委員長	韓　貴峰 ／（株）音楽之友社
副理事長兼会計理事	木村一幸 ／（株）シンコーミュージック・エンタテイメント		副委員長	高木雅也 ／（株）全音楽譜出版社
理事	岡部博司 ／（株）音楽之友社			
理事	片岡博久 ／（有）ケイ・エム・ピー	制作委員会	委員長	川元啓司 ／カワイ出版
監事	久保貴靖 ／（株）フェアリー		副委員長	三須友裕 ／東京書籍（株）
監事	鈴木廣史 ／（株）サーベル社		副委員長	亀田正俊 ／（株）音楽之友社
事務局長	本橋慎弥	広報委員会	委員長	松本大輔 ／（株）リットーミユージック
事務局員	島　茂雄		副委員長	富澤勇次 ／（有）中央アート出版社
			副委員長	片岡新之助 ／（有）ケー・エム・ピー

委員会活動報告

販売対策委員会

販売対策委員長　木村一幸（シンコーミュージック･エンタテイメント）

昨年度は、新しい試みでした「楽譜・音楽書祭り2013」を開催いたしました。楽譜業界全体が長期停滞している状況を打破するべく、出版社の枠を超えた画期的な合同フェアとなりました。本年度もその第二回目となる「楽譜・音楽書祭り2014」を実施しております。内容は前回を踏襲したものですが、昨年を上回るペースのご応募をいただいております。

また本年度は3年ぶりとなる「2014楽器フェア」が11月21日～23日に開催されます。今回は場所も横浜から「東京ビッグサイト」へ移転し、小売店様も参加する「買える」楽器フェアへとリニューアルされました。出展社も過去最大規模になると聞いております。販売対策委員会では、CARSと共同で設置する展示ブースと楽譜の販売ブースを出展いたします。販売ブースは単なる「販売の場」だけではなく、現在出版されている楽譜の多様さを来場者にプレゼンテーションできる格好の機会だと考えております。当協会会員社様におかれましては、ぜひ出品のご検討をお願い申し上げます。

著作権委員会

著作権委員長　菅原敏彦（東京書籍）

本年度の著作権委員会は、例年と同様に、夏の「著作権講座」、秋の「著作権研修会」を２本の柱にして活動を行っていく予定です。

今年度の「著作権講座」は、今年の５月14日に公布されました『電子書籍に対応した出版権』をテーマに、７月18日（金）に日本出版クラブ会館で開催し、半田正夫先生（青山学院大学名誉教授）と福井健策弁護士にご講演いただきました。

また、秋の「著作権研修会」は、11月28日（金）に日本出版クラブ会館で開催予定ですが、テーマ等は未定です。

著作権法の一部が改正され、出版の世界においても本格的なデジタル化・ネットワーク化の時代を迎えようとしています。一方で、デジタル化やネットワーク化はグローバル化の進展と歩を一にする部分があり、著作権の保護期間の延長問題もグローバル化の一環と言えます。出版社を取り巻く環境は急激に変化しつつありますが、著作権制度の動向とともに、今後の出版社の在り方や役割も合わせて考えていきたいと思っております。

制作委員会

制作委員長　川元啓司

制作委員会では、出版社固有の権利を守るため、不正コピー防止のための活動を行ってきました。本年度も各種団体と協力し、その活動を継続します。

また編集・出版技術の進歩に合わせた新技術の調査・研究を進め、講習会を開催するなど、協会加盟各社に有益な活動を続けてまいります。

広報委員会

広報委員長　松本大輔（リットーミュージック）

広報委員会では、昨年に引き続き主に「楽譜・音楽書祭り2014」におけるクリエイティブ全般、そして特設ホームページの制作／更新作業を担当いたしました。また、同フェアのさらなる認知促進のため、地方都市を含めた全国楽器店においてポスターの掲出、レジ前へのチラシ設置のお願いなど、実際に足を運んで広報活動を行いました。

11月には待望の楽器フェアを迎えます。「楽譜」というプロダクトの現状、そして存在意義からデジタル時代におけるその可能性までを、ご来場のお客様に対して積極的にアピールすべく、新たなかたちでの広報活動を模索して参ります。

「楽譜・音楽書祭り2014」の開催について

楽譜・音楽書祭り2014実行委員長　木村一幸

出版社の枠を超えて、停滞する楽譜市場を活性化しようと立ち上げた「楽譜・音楽書祭り2013」は、楽器店様、卸各社様並びに関係各社のご協力、ご支援のもと、なんとか成功を収める事が出来ました。応募総数は1,283通と我々の予想を上回る数を頂きました。また応募はがきに書かれたユーザーのあたたかいコメントに楽譜出版社として大いに励まされました。

これを踏まえまして、本年度、その第二回目となる「楽譜・音楽書祭り2014～6月6日は楽器の日」を開催いたしました。今回も日本楽譜販売協会様と全国楽器協会様の大きなご支援を頂き、楽器の日である6月6日を挟む4月15日から7月31日の期間で行います。

実施要領は昨年同様、各社がエントリーした商品の共通帯に付けた応募券による賞品プレゼント・キャンペーンです。賞品には、前回ご要望が多かったiPad mini等に加え、「2014楽器フェア」の入場券を加えました。これは今年3年ぶりに行われる楽器業界の一大イベントに何かご協力したいという意図で考案しました。キャンペーン告知につきましては700店以上の楽器店様にご支援いただき、卸各社様を通じ、店頭にポスターとチラシを設置させていただきました。また会員各社が発行する雑誌17誌にスペースを頂戴し広告を掲載しております。応募は8月15日締切ですが、6月末時点で昨年のペースを上回る勢いです。

このような取り組みは継続が大切です。新刊だけではなく既刊本の活性化などの課題をクリアするために形を変えていく可能性もありますが、出版社同士が力を合わせる合同フェアを来年度以降も続けていきたいと考えております。

関連団体活動報告

CARS（楽譜コピー問題協議会）今後の活動

音楽之友社　韓貴峰

6月20日に開催された2014年度通常総会、および幹事会にて、本会の目的である“楽譜の無断コピーの解消”を達成するため、今後も関係団体と連携しつつ、以下の事業を実施していくことで可決されましたのでご報告いたします。

1：リーフレット、チラシ等の配布

関係団体、教育機関、楽譜流通・販売事業者、コンサート・コンクール関係者などに対して、リーフレット、チラシ、クリアファイルを配布し、楽譜コピーに関する注意喚起、CARSの認知拡大、およびPCサイトへの誘導を図る。

2：音楽雑誌、団体機関紙等への広告掲載

教育関係、合唱関係、吹奏楽関係を中心に、幅広い分野の音楽雑誌、団体機関紙等に広告を掲載し、楽譜コピーに関する啓発活動を実施することとする。

3：PCサイトの公開

「楽譜・歌詞のコピーに関するQ&A」の継続掲載、およびブログ「楽譜de散歩～CARSメンバーだより」などのコーナーを随時更新し、アクセス数増加によるCARSの認知拡大を目指していく。

4：イベントへの参加

本年11月に開催される「2014楽器フェア」に日本楽譜出版協会と共に展示ブースを出展し、幅広い年齢層をターゲットに、楽譜コピーに関する啓発、CARSの認知拡大を図る。

5：講習会等への講師派遣

関係団体、教育機関などの講習会等へ講師を派遣し、楽譜コピーに関する啓発、CARSの認知拡大を図る。

6：調査研究

技術進歩等に伴う、新たな方法による楽譜の無断複製等に関する調査研究を行うこととする。

JAMPに係わるJ-COPYの活動について

一般社団法人　日本楽譜出版協会　本橋慎弥

J-COPYの運営委員会にJAMPは理事長と事務局長の２名が運営委員として参加しています。運営委員会は毎月１回開催され、主な議題は　①前回の委員会以降の活動概況　②出版物の委託状況（J-COPYおよびJRRC）　③運営小委員会の議事報告　④JRRC関連事項　⑤その他の承認検討事項となっています。

現在運営委員会で継続して検討されているのは、「JRRCにおける問題点［JRRC主催の第４回セミナー（２月25日）で配布された資料の内容、第５回セミナー（７月４日）の設営過程］」と、「電子媒体複製許諾方式の検討」の２点です。

「電子媒体複製の許諾」については「電子化許諾業務等の説明会」が６月27日に出版会館でJ-COPY主催で行われました。これから電子ファイル（PDF等による）による複製利用が増大していくと予測される中で、これに対応した許諾を与えるための登録方法や使用料のあり方等について使用料規程の改定案が提示され説明がありました。

また昨年の11月15日に行われたJAMPの著作権委員会主催「平成25年度著作権研修会」においてJ-COPY早川専務理事による講演が行われました。これは一昨年から昨年にかけて文化庁の「著作権分科会出版関連小委員会」で審議されていた「出版者への権利付与等についての方策」の進行過程において、JAMPとしては複写の許諾に関する管理をJ-COPYに委託契約する方向で検討し、会員各社に該当する書籍をJ-COPYに登録するように呼びかけていたことにも関連しています。日本複写権センターの設立から出著協を経てJ-COPYが設立された経緯、現在の業務内容、これからの対応等について話してもらいました。現在協会加盟社のうちJ-COPYに管理委託の登録をしている社は２社です。今後さらに多くの社が、また多くの書籍が登録されることを期待します。

♪おたまじゃくしの目♪

とある映画の劇中歌を、上映会場内の人々で大合唱する様子をテレビで紹介していた。その後、別の番組で、その曲を結婚式の披露宴で流すと、みんなで歌えるから大人気だというのも目にした。私は学生時代、校歌や合唱祭の課題曲を強制的に歌わされた苦い経験から、みんなで一緒に歌いましょう的なイベントには若干の抵抗がある。しかし一方で、歌はある場面をみんなで共有し、盛り上がるための重要なツールだとも強く感じた。

よくよく考えてみると、日常生活において人前で歌を歌う機会はさほど多くないように思える。歌うことを仕事や趣味にしている人は別にして、そうでない私が思いつくのは、ごくたまに足を運ぶカラオケ程度だろうか。仕事中にいきなりミュージカルのように歌い踊り出すこともせず、ふとした時に自分の好きな歌の一節を口ずさむのみである。シャイで感情表現が豊かではないと言われる日本人の国民性なので仕方ない。

だが、かつて歌を歌うことは、もっと日本人の感情表現に密着したものだったはずである。日本最古の歌集である万葉集には、天皇、皇族だけでなく、宮廷歌人や役人の作品とともに庶民が日常生活の苦楽を詠んだ歌が収録されている。全二十巻、四千五百首ほどの歌のうち半数は作者未詳だが、さまざまな身分の詠み手が、感情を表現するための最良のツールとして歌を用い、それが後世に伝えられた。彼らの詠んだ歌に千年数百年後を生きる私達が共感を得たり感動するのは、日本人の心が大きく変わっていない証拠であろう。

しかし現代人は当時のような「歌を歌うこと」はせず、喜怒哀楽の感情表現を片時も離さずに持ち歩くスマホや携帯電話で行っている。電子機器へ生身の人の感情を流し込み、画像やテキストを個々のデバイスに保存し、SNS などのオンライン上で共有する。言霊の存在を信じた万葉人は、本来のかたちとしての「歌」がなくなった世界を想像しただろうか。

吉岡聡（春秋社）

「一般社団法人日本楽譜出版協会」加盟社一覧（五十音順）　（平成 26 年 [2014] 年 6 月 1 日現在）

会社名	代表者	住　　所	ホームページ
アルソ出版（株）	上原匡人	161-0033　新宿区下落合 3-16-10 大同ビル 3F	http://www.alsoj.net
(株) エー・ティー・エヌ	小林小百合	107-0062　港区南青山 4-3-24 青山 NK ビル 1F	http://www.atn-inc.jp
(株) 音楽之友社	堀内久美雄	162-8716　新宿区神楽坂 6-30	http://www.ongakunotomo.co.jp
(株) 学研パブリッシング（音楽出版）	栗原きよみ	141-8412　品川区西五反田 2-11-8-16F	http://gakken-publishing.jp/ongaku/
カワイ出版	河合弘隆	151-0053　渋谷区代々木 1-36-4 全理連ビル 5F	http://editionkawai.jp
(株) 教育芸術社	市川かおり	171-0051　豊島区長崎 1-12-15	http://www.kyogei.co.jp/
教育出版 (株)	小林一光	101-0051　千代田区神田神保町 2-10	http://www.kyoiku-shuppan.co.jp/
(株) 共同音楽出版社	豊田治男	171-0051　豊島区長崎 3-19-1	http://www10.ocn.ne.jp/~kyoonga/
(有) ケイ・エム・ピー	片岡博久	171-0043　豊島区要町 3-41-10 新東京観光ビル 2F	http://www.kmp.co.jp
(株) 現代ギター社	倉田一秀	171-0044　豊島区千早 1-16-14	http://www.gendaiguitar.com
(株) サーベル社	鈴木廣史	130-0025　墨田区千歳 2-9-13 ルックハイツ両国 1F	http://www.saber-inc.co.jp/
(株) 自由現代社	竹村欣治	171-0033　豊島区高田 3-10-10ﾄﾞﾚﾐ・ｻｰﾃｨｰｽ・ﾒﾓﾘｱﾙ5 F	http://www.j-gendai.co.jp
(株) 春秋社	澤畑吉和	101-0021　千代田区外神田 2-18-6	http://www.shunjusha.co.jp
(株)ｼﾝｺｰﾐｭｰｼﾞｯｸ・ｴﾝﾀﾃｲﾒﾝﾄ	草野夏矢	101-8475　千代田区神田小川町 2-1	http://www.shinko-music.co.jp
(株) 鈴木音楽産業	鈴木萬司	430-0852　浜松市中区領家 2-25-11	http://www.suzuki-music.co.jp
(株) 全音楽譜出版社	笠井恒明	161-0034　新宿区上落合 2-13-3	http://www.zen-on.co.jp
(有) 中央アート出版社	吉開狭手臣	101-0031　千代田区東神田 1-11-4 東神田藤井ビル 3F	http://www.chuoart.co.jp
(株) 東音企画	福田成康	170-0002　豊島区巣鴨 1-15-1	http://www.to-on.com
東京書籍 (株)	川畑慈範	114-8524　北区堀船 2-17-1	http://www.tokyo-shoseki.co.jp
(株) ドレミ楽譜出版社	山下浩	171-0033　豊島区高田 3-10-10ﾄﾞﾚﾐ・ｻｰﾃｨｰｽ・ﾒﾓﾘｱﾙ4 F	http://www.doremi.co.jp
(株) 日研	吉川秀雄	577-0065　東大阪市高井田中 3-8-5	http://nikken-p.com/kuon/
日本基督教団出版局	竹澤知代志	169-0051　新宿区西早稲田 2-3-18-41	http://www.bp.uccj.or.jp
(株) フェアリー	久保貴靖	110-0004　台東区下谷 1-4-5 ルーナ・ファースト 4F	http://www.fairysite.com
(有) ミュージックランド	松田秀人	107-0052　文京区湯島 2-24-3　八重田ビル 1 F	http://www.musiclandhp.biz-web.jp
(一般財) ヤマハ音楽振興会	村田雅宏	153-8666　目黒区下目黒 3-24-22	http://www.yamaha-mf.or.jp
(株) ヤマハミュージックメディア	谷口恵治	171-0033　豊島区高田 3-19-10　昭栄高田馬場ビル	http://www.ymm.co.jp
(株) リットーミュージック	古森優	102-0073　千代田区九段北 3-2-11 住友不動産九段北ﾋﾞﾙ6F	http://www.rittor-music.co.jp

当協会では随時入会を受け付けております。条件は 1. 会社の業態として楽譜の出版及び販売を行っていることが明らかであること、2. 本会の目的に賛同し、入会金並びに会費を納める者、の 2 点です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

日本楽譜出版協会会報第 26 号（2014 年 7 月発行）
発行人：佐々木隆一　理事長：堀家康雄　編集人：松本大輔
発行所：一般社団法人 日本楽譜出版協会事務局
〒 101-0021　千代田区外神田 2-18-21　楽器会館 4F
電話 &FAX　03-3257-8797　E メール　ofc@j-gakufu.com
ホームページ　http://www.j-gakufu.com

この日本楽譜出版協会会報の定期購読をご希望の方は、送料のみのご負担で受け付けております。事務局までご連絡下さい。